

総務教育常任委員会資料

(令和5年11月30日)

〔件名〕

- ・鳥取県ブランド保護・向上のための取組について
【政策法務課】・・・2
- ・生き生き人財育成塾の開講について
【人事企画課】・・・3
- ・令和4年度の業務適正化（内部統制）の評価結果について
【行政監察・法人指導課、行財政改革推進課】・・・4
- ・倉吉未来中心及び鳥取二十世紀梨記念館のネーミングライツパートナー募集結果並びに鳥取砂丘こどもの国のネーミングライツパートナー募集について
【行財政改革推進課】・・・5
- ・令和5年度第1回県有施設・資産有効活用戦略会議の開催結果について
【行財政改革推進課】・・・6

総 務 部

鳥取県ブランド保護・向上のための取組について

令和5年11月30日
政策法務課
広報課
販路拡大・輸出促進課

香港企業が県章類似マークを利用し食品販売を行っていた事案を受け、下記のとおり副知事をトップに関係部局で構成する対策組織を立ち上げ、第1回会議を開催しましたので報告します。

記

1 対策組織の概要

- (1) 構成 副知事、政策戦略局、市場開拓局、観光交流局、商工労働部、総務部
- (2) 役割 ・香港企業による県章類似マークの不正使用事案への対応
・被害の未然防止、ブランド向上

2 第1回会議開催概要

- (1) 期 日 11月22日(水)
- (2) 場 所 第4応接室
- (3) 議事概要 香港企業による県章類似マークの不正使用事案への対応状況を共有するとともに、同様の被害を未然に防止し鳥取県ブランドの向上に向け、県が保有しているロゴやキャッチフレーズ等の権利保全の現状調査を行い、各部局で連携して対応を検討していくことを確認。

3 今後の対応

- (1) 香港企業による県章類似マークの不正使用事案への対応
マークの使用中止に応じない場合には、訴訟も辞さない毅然とした対応を行う。
- (2) 被害の未然防止、ブランド向上
ロゴやキャッチフレーズ等の権利保全の現状調査の結果に基づき、今後保護すべきものについて商標登録等の権利保全の要否や対象地域などについて検討を行う。

(参考) 香港企業への対応状況

- (1) 事案の概要
 - ・県とは無関係の香港企業が、香港の食品見本市(R5.8月)に県章類似マークを使用した商品を出展
 - ・当該企業のホームページで県とは無関係の食品にマークを表示して販売
- (2) 対応状況
 - ・11月8日に県章の商標登録出願(中国、香港での食品関連5分類)
 - ・当該企業に対し県章類似マークの使用中止を求める警告文書を送付

活き活き人財育成塾の開講について

令和5年11月30日
人 事 企 画 課

多種多様な困難課題に県民目線で対応できる政策形成能力と実行力を備えた、将来の鳥取県行政を担う若い職員の人財育成のため、「活き活き人財育成塾」（塾長：平井知事）を下記のとおり開講しました。

塾の活動を通して若い世代の職員には、現場に飛び込み、実情に応じた課題を自ら見つけ出し、その解決方策を考えることにより、役所流を脱して相手の心に届く「コミュニケーション力」の向上、前例や横並び主義にとらわれない「創造性」、「自ら考える力」の習得、自ら地域で住民・現場の声に接し、「住民・現場目線」、「人間力の向上」を促進し、政策形成能力の向上を図ります。

記

1 「活き活き人財育成塾」の概要

(1) 塾生 20代から30代の県職員13名（平均年齢27.4歳）

(2) 活動内容

- ・「研修」：塾生が希望する能力・スキルを身につけるためのオーダーメイド型の研修（スキルアップ特別プログラム）受講
- ・「意識」：「発想力」「交際術」「プランニング」など、第一線で活躍されている「その道の達人」からの言葉、想いによる触発
- ・「実践」：課題・テーマを設定し、現場視察、活動者との意見交換等の場を設定するとともに、施策に係る情報収集・分析や施策検討、情報発信など、塾生の活動と業務とを連携させて、実践の場における能力向上を図る。

2 開講式の概要

(1) 日 時 令和5年11月24日（金）10時から10時15分まで

(2) 場 所 職員人材開発センター（鳥取市玄好町209）

(3) 出席者 平井知事（塾長）、塾生

(4) 内 容

- ・看板の設置
- ・知事から塾生への激励と講話
- ・塾生代表の決意表明



3 今後の予定

- ・2週間に一回程度、課題に応じて臨機応変に現場等で活動や第一線で活躍する「その道の達人」等による研修受講
- ・県の現状、隘路の把握や事務見直し、効率化力の向上を目指し「カイゼン棚卸」（※）の審査

（※）従来からある「カイゼン活動」に加え、若手職員による思い切った業務の見直しを行うことによりコンパクトで効率的な業務運営への改革を推進する今年度新たに実施する取組。

令和4年度の業務適正化（内部統制）の評価結果について

令和5年11月30日
行政監察・法人指導課
行財政改革推進課

業務適正化（内部統制）について、令和4年度の取組に対する評価結果を取りまとめ、監査委員の意見を付して報告します。（※監査委員の意見は、別途監査委員事務局から報告します。）

1 評価方法

評価所管課（行政監察・法人指導課）が対象事務の制度所管課の実施する実地検査に適宜同行し、未然防止策の実施状況や不適切な事務の発生状況を把握するとともに、各所属で実施する自己点検の結果からリスク発生の可能性を確認し、評価した。

2 評価結果

(1) 全庁的評価（業務適正化を推進するための体制や制度）

統制環境やリスクの評価・対応など6つの基本的要素は概ね適正又は適切に行われており、不備は認められなかった。

(2) 業務レベルの評価（財務、個人情報管理、公文書管理、情報管理の4業務）

ア 実地検査及び自己点検結果（表中括弧書きは前年度数値）

区分	実施所属数	不適切確認所属数	不適切事務件数
実地検査	73 (72) 所属	7 (16) 所属	7 (20) 件
自己点検	220 (221) 所属	69 (95) 所属	199 (306) 件

イ 不適切な事務のうち重要性が高いもの（※1）の項目（括弧書きは前年度数値）

区分	重大な不備 （※3）	不備 （※2）	不適切な事務はあったが、既に適切な対策 が取られているもの	合計
項目数	0 (0) 件	1 (0) 件	3 (4) 件	4 (4) 件
(内訳)	—	「個人情報の流出」	「国費の受入手続及び支出事務」、 「収納金払込の遅延」、「負担金の二重払」	—

(注) ※1 不適切な事務のうち量的重要性（県又は第三者に損害を発生させるもの、発生割合の高いもの）又は質的重要性（懲戒処分の指針に該当するもの、県民の生命・健康その他安全に影響するもの）が高いもの

※2 不備：重要性の高いもののうち、対応策が十分でなく、不適切な事務を今後も生じさせる恐れがあるもの

※3 重大な不備：不備のうち、県や県民に対して大きな経済的・社会的な不利益となる不適切な事務が生じ、又は生じる蓋然性が高いもの

ウ イのうち不適切な事務はあったが、既に適切な対策が取られているとしたものの評価

国費の受入手続及び支出事務については、令和3年度の国土交通省補助金約24.8億円が出納整理期間満了までに収入できず収入未済となる重大事案が発生したものであるが、該当部局（県土整備部）では管理体制強化など部を挙げて再発防止策に取り組み、全庁的な取組として全ての国費担当部局及び会計管理局で支出漏れの防止体制の強化等が図られたことから、対応策は妥当であると評価した。

また、他2件についても月1回以上口座の検査をすることや上司の確認を受けた上で会計事務等も含めて引継ぎを行うことなど主な発生原因に対して適切な対応策が講じられており、妥当であると評価した。

エ イのうち「個人情報の流出」を「不備」とした理由及びその対応策

○ 「不備」とした理由

半数が新型コロナウイルス感染症関連業務での発生ではあるが、依然として繰り返し発生(24件・14所属)しており、個人情報を扱う際にチェックリスト等を活用していない所属も18所属あった。制度所管課はダブルチェック等を行うよう周知しているが、対応策として不十分である。

○ 評価所管課が必要と考える対応策

所属の管理監督者は、所属の個人情報の取扱状況を把握し、リスクと流出防止策の実施状況等を点検する必要がある。さらに、ダブルチェックを行う者を予め定め、ダブルチェックの記録をすることとし、ダブルチェックを行わなければ送れない仕組みを整備する必要がある。

また、電子メール等の誤送信については、ヒューマンエラーの低減を図るため、DXの活用も検討する必要がある。

3 評価結果及び監査委員の意見に対する取組

業務適正化推進本部会議（11月21日開催）において評価結果を全庁に周知し、評価結果を踏まえて、業務点検チェックリスト・未然防止策の確実な実施に向けた取組を進めていくこととした。

また、11月2日知事に提出された監査意見も踏まえ、全庁的に個人情報の流出防止対策を徹底・強化するとともに、他県等の状況や個人情報保護法の考え方を参考に評価基準の見直しを検討することとした。

倉吉未来中心及び鳥取二十世紀梨記念館のネーミングライツパートナー募集結果 並びに鳥取砂丘こどもの国のネーミングライツパートナー募集について

令和5年11月30日
行財政改革推進課

倉吉未来中心及び鳥取二十世紀梨記念館のネーミングライツ（施設命名権）について、令和6年度からのネーミングライツパートナーを募集した結果、優先交渉権者が決定しました。また、鳥取砂丘こどもの国のネーミングライツについて、令和6年度からのネーミングライツパートナーを募集します。

1 倉吉未来中心及び鳥取二十世紀梨記念館のネーミングライツパートナー募集結果

(1) 応募者数 1社

(2) 選定結果

公募条件（年額1,200万円以上・期間3年以上であること。規制事業者（暴力団等）に該当しないこと 等）に合致していることから、優先交渉権者として選定した。

【優先交渉権者の概要】

企業名	株式会社エースパック
本社	大阪府大阪市天王寺区玉造本町8-3
工場	西倉吉工業団地にエースパック鳥取倉吉工場が立地
事業概要	食品用軽量プラスチック容器の企画・開発・製造
応募金額	年額1,200万円（両施設を合わせた金額。消費税及び地方消費税を除く。）
応募期間	3年（令和6年度～8年度）

(3) 今後の予定

優先交渉権者との協議により令和6年2月を目処に愛称・ロゴマークを決定し、契約を締結する。その後、令和6年4月1日からの愛称使用開始に向けて、施設内看板・パンフレット等の更新準備を行っていく。

2 鳥取砂丘こどもの国のネーミングライツパートナー募集

(1) 趣旨

株式会社チュウブをネーミングライツパートナーとする鳥取砂丘こどもの国に係る現在のネーミングライツが今年度末をもって終了（※）することから、令和6年度からのネーミングライツパートナーを募集する。

※ 現在のネーミングライツは、平成30年度の指定管理者募集時に試行的に実施した応募者による提案制度に基づき導入されたものであることから、他のネーミングライツと異なり更新時の優先交渉権を設定しておらず、指定管理期間の満了と同時に終了することとなるもの。

(2) 対象施設

名称	鳥取県立鳥取砂丘こどもの国
所在地	鳥取市浜坂1157-1
主な施設内容	管理棟、そうぞう館、多目的ホール、砂の工房、こども広場 ほか
利用者数	約14万人（令和4年度）

(3) 募集概要

ア 応募資格

鳥取県広告事業実施要綱別表第1に規定する規制業種及び事業者（暴力団等）に該当しない法人

イ 募集金額（ネーミングライツの対価）

年額300万円以上（消費税及び地方消費税を除く。）※参考：現在のネーミングライツ料：年額100万円

ウ 契約期間（愛称の使用期間）

3年以上（応募者の提案による）

エ その他

決定したネーミングライツパートナーには、契約更新時における優先交渉権を付与する。

(4) 選定方法

応募金額及び契約期間について応募内容を評価し、最も高い得点の者を優先交渉権者として選定し、必要事項を協議のうえ、契約を締結する。

(5) 今後のスケジュール

令和5年12月1日～28日 公募

令和6年1月 優先交渉権者の決定

〃 1月～3月 愛称使用に向けた準備（愛称・ロゴマーク決定、契約締結等）

〃 4月～ 愛称使用開始、看板変更等

令和5年度第1回県有施設・資産有効活用戦略会議の開催結果について

令和5年11月30日
行財政改革推進課

県有施設・資産の適正管理、戦略的活用の方策などを検討するため設置している「県有施設・資産有効活用戦略会議」を開催しました。

- 1 日時 令和5年11月21日（火）
- 2 場所 第3応接室 ※直接参集とリモートのハイブリッド型で実施
- 3 出席者 副知事（座長）、各部局長 等
- 4 概要

【議題1】鳥取方式ローカルPFIについて（鳥取県PPP/PFI手法導入にかかる県内事業者参画に向けた配慮方針の見直しについて）

- ・本県では「鳥取県PPP/PFI手法導入にかかる県内事業者参画に向けた配慮方針」を策定し、PPP/PFI手法の導入を進めてきたところであるが、県議会議員及び事業者団体より、さらなる県内事業者の参画促進が必要とのご意見をいただいたことから、県内企業のPPP/PFI手法への参画経験の増加による成長と競争力の強化に資するため、同配慮方針の見直しを実施することとした。
- ・見直し案については、事業者団体・事業者、有識者から意見聴取を行った上で、下記のとおり方針を決定し、令和6年度に募集開始予定の県営住宅上粟島団地建替事業から適用することとした。
- ・なお、配慮方針については、今後の事業者参画状況等を踏まえ、PPP/PFI推進地域プラットフォーム等における情報共有や民間事業者の意見等も参考としながら、継続的に見直しを実施していくこととした。

【見直し案】

- ・WTO政府調達基準未達のPFI事業について、県内事業者の成長及び競争力の強化の観点から、PFI事業への県内事業者の参画機会の増加に資するため、以下の取扱いとする。（事業毎に導入可能性調査結果等により、競争性の確保の観点も踏まえ決定）
 - ①県内事業者のみで実施可能な事業は県内事業者により実施することを標準とする。
（ノウハウの提供等のため県外事業者が設計・建設業以外の協力企業等として参加することは認める）
 - ②SPC（※1）に参画する事業者数（設計・建築・電気・管工事・維持管理ごと）をそれぞれ一定数以上となるようにルール設定する。
- ・事業者負担の軽減と積極的参加促進のため、二段階選考の導入及び参加報酬の支払いを行う。
 - ①PFI事業の審査を事業コンセプト案・事業理解度等で判断する1次選考と図面等の提出を求めプレゼンによる審査を行う2次選考に分けて実施。
 - ②2次選考参加者で一定以上の評価を得たグループには一定の参加報酬を支払う。

【事業者意見】

- ・いい方針と思います。早めの方針決定・周知願います。
- ・県内事業者だけでもPFI対応可能と考える。公共事業縮小の中、県内業者への配慮を引き続きお願いしたい。
- ・県内事業者への一層の配慮については良いと思う。一方でサービス水準の低下に繋がらないよう配慮も必要。
- ・県内事業者の優先的活用は評価できる。二段階選考方式もよいと思う（ただし、一次選考後に提案書を作成することになるので時間が必要）。参加報酬の支払いに加え、提出資料の削減についても検討してほしい。

【有識者の意見】辻 琢也 教授（一橋大学 大学院法学研究科教授）、堀田 收 境港商工会議所会頭、根本 祐二 教授（東洋大学 PPP 研究センター長）

- ・現在の制度では地元・中小事業者が参加しにくいのが、鳥取方式ローカルPFIを導入することで県内事業者の参加促進につながると考える。なお、中小企業に対して更なる配慮を望む声もある。
- ・現時点でPPP/PFI事業への県内事業者の参加機会に配慮するのはよいが、将来的に県内事業者が県外・海外市場に参入していけるように、制度は永続的なものとはせず見直ししていくことが必要。
- ・プロポーザルの際に、地元以外の提案者が参加する場合は、地元事業者の成長戦略を考えさせる項目を入れると良い。単なる下請けではなく、地元企業の成長について考えてもらえる。
- ・PFIに参入する地元事業者が成長できるようにすることが大事。
- ・県内事業者の競争力を高める必要がある。全国コンペで勝てるような業者を育てるべき。
- ・県内事業者に限定しすぎると県外からの先進技術が入らなくなる恐れもある。

【議題2】鳥取県営発電施設のあり方検討に係る基礎的調査結果について

令和4年度より、以下の項目について外部コンサルタントを活用しながら基礎的調査を実施し、有識者意見を伺ったうえで調査結果の取りまとめを行い、調査結果に基づき今後の方針を決定した。

【主な調査内容】

・財務シミュレーション

事業全体で純利益は確保されているが、水力発電（直営）は経常収支が100%を下回って推移。その他施設はFIT（※2）が終期を迎えるまでは経常収支は100%を上回る。

財務シミュレーション結果をもとに、H28年度に実施した導入可能性調査によって算出されたVFM（※3）を再計算したが、前回の結果と同様に、コンセッション対象施設以外はVFMがマイナスとなり、PFI手法によるコストメリットは働きづらいとの結果となった。

・民間事業者の自然エネルギーについての関心

一般論として民間に利益が出る条件であれば施設購入やコンセッション等についての参画意欲はある。ただし、個別施設の具体的な情報がなければ判断はできないとの回答。

・自然エネルギーの価値上昇の可能性等に係る考察

エネルギー価格の上昇等を受け自然エネルギー由来電力の市場における売電単価は上昇傾向。

2026年度に「排出量取引制度」の本格稼働、2028年度に「炭素に対する賦課金」の導入検討など、再生可能エネルギーの価値に大きな影響を与えると考えられる制度導入が検討されており、将来的により価値が上昇する可能性もある。

・民間での事業実施と公共の関与の利点

今回VFMはでなかったが、今後発電機更新等の大規模改修等が付随することとなるなど、条件によっては民間事業者が運営することで経費節減効果等は一定程度あると考えられる。

一方、公共の関与する利点としては、以下のような効果が考えられる。

- ・企業局が積極的に県内の地域新電力に売電を行うことで、地域の富を地域内で循環させる再生可能エネルギーの地域内利用※により長期安定的に寄与することが可能となる。
- ・今後の社会の環境変化に際し、売電方法を工夫することで環境・脱炭素・産業振興等の県施策の推進へのより柔軟な対応が可能となる。

※「令和新时代とっとり環境イニシアティブプラン」において「県内の地域新電力を通じて地産電力を調達・供給することは、従来、県外の電力事業者に支払っていた料金が、県内で循環することになり、地域経済の好循環に繋がると期待されます。」とされている。

【今後の方針】

- ・発電事業は民間代替性があるが、事業全体で純利益は確保されており、エネルギー価格の動向が見通せない現時点で早急に民間譲渡等を行う必要性は認められず、民間譲渡等に係る検討は一旦終了。
- ・再生可能エネルギーの地域内利用による県経済への寄与といった公共の関与の利点も認められることから、県施策へその利点を最大限活かせるよう、他県における活用事例も参考に、企業局が発電する電気の県施策（脱炭素・環境施策、産業振興等）へのさらなる活用策も検討すべき。
- ・なお、県施策への有効活用を含めた将来的な方向性や、将来の大規模改修・更新における民間活力の導入可能性の検討のため、引き続き企業局で以下の検証・検討・情報収集を実施する必要がある。

①電力市場・エネルギー施策の動向の注視

②コンセッション方式の評価・検証結果の確認

③今後の発電事業の経営方針検討のためのシミュレーション等の精緻化

【有識者の意見】※有識者メンバーは議題1に同じ

- ・発電事業では民間実施により県民へのサービス向上にはあまりつながらないためメリットがあまりないのではないかと。
- ・民間の風力や太陽光の設備が壊れたまま放置される事例も散見され、県が管理していた方が安全性が担保できる。
- ・企業局の電気事業の運営が最適なコスト・経費になっているかの点検は必要。
- ・自然エネルギーを長期に安定運営するには積極的に行政が関与したほうがよく、また、排出量取引など様々な制度が今後導入予定であることから、短期的に見て民間に譲渡をするのはやめた方がよいのでは。
- ・基本的に発電事業は民間で実施できる事業である。公共が関与する利点があるから即ち公共がすべきとするのではなく、当該事業が相対的に優先度合いが高いという論拠が必要。
- ・民間供給が可能か把握するための事業者ヒアリングは適切な手法だが、今回のヒアリングでは個別施設の状態・今後の修繕状況等が示されておらず、将来の修繕計画等を見積もった上で、民間サウンディング等を行うことが必要となる。

〔議題3〕 令和11年度更新に向けた公の施設の見直し方針について

令和5年9月議会での指定管理事業者の指定議案への附帯意見を踏まえ、以下のとおり対応方針を定めた。今後の検討に当たっては、県有施設・資産施設有効活用戦略会議が総括し、各施設の設定経緯、設置目的、施策推進とあり方の整理等について検討を実施する。

【議会附帯意見】

このたびの指定管理者更新に向けては、産業振興条例の趣旨を踏まえつつ県外事業者の参入要件を緩和したほか、一部性能発注の導入、利用者サービス向上に向けた評価基準の見直しなど、発注手法について改善の努力が見られるものの、コロナ禍や急激な物価高騰等の影響もあり、公募に対して従来の受託者からの一者提案にとどまる事例もあるなど、見直しの成果が十分に得られたと言えない状況である。

本来、指定管理者制度は、民間活用による公共施設の効率的な管理運営や利用者サービスの質的向上を目的に、本県においても導入を進めてきたところである。

利用者である県民全体の便益を第一義とし、県の施策推進と施設管理のあり方の整理を含め、事業者において更なる参入意欲が喚起されるよう、令和11年の次期更新に向けて適切な競争環境が確保されるよう取り組むこと。

【対応方針】

指定管理者の一斉更新に当たっては、従前より、更新時に全ての公の施設にかかる見直しを実施し、施設の統廃合、指名指定の見直し、県外事業者の参入要件を緩和、一部性能発注の導入、利用者サービス向上に向けた評価基準の見直しなどを実施してきた。

令和11年の次期更新に向けては、改めて全ての公の施設に係る「県の施策推進と施設管理のあり方」等について、県有施設・資産有効活用戦略会議において検討・整理を行い、当該施設の必要性及び目的達成に必要な施設運用のあり方の検討を行った上で、最適な施設運営の手法を選択する。

なお、民間事業者がより参入しやすくなるよう、より多くの事業者意見を伺う機会を設けるとともに、鳥取県産業振興条例の趣旨も踏まえて検討を行う。

- ※1 SPC：事業内容が特定され、その特定の事業のために設立された会社（特別目的会社）
- ※2 FIT：再生可能エネルギーで発電した電気を、電力会社（小売電気事業者）が一定期間固定価格で買い取る制度
- ※3 VFM：従来の方式と比べてPFI方式等によった場合に総事業費をどれだけ削減できるかを示す割合